

保医発0831第3号
平成28年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置（I）を次のように改める。

レーザー手術装置（I）	機械器具（31） 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザ ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザ 色素レーザ ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ 一酸化炭素レーザ エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なものの	K841-2	経尿道的レザーポリ前立腺切除術
-------------	--------------------	---	-------------------------	--------	-----------------

		アルゴン・クリプトンレーザ ルビーレーザ 銅蒸気レーザ 色素・アレキサンドライトレ ーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ ツリウム・ヤグレーザ		
--	--	---	--	--

改 正 後

現 行

(別表1)

I 医科点数表関係

手 術

特定診療報酬算定医 療機器の区分 (略)	特定診療報酬算定医 療機器の区分 (略)	定 義		その他の条件 一般的な名称	対応する診療報酬項目 (略)	対応する診療報酬項目 (略)
		要 別	要事承認上の位置付け			
レーザー手術装置 (1)	機械器具 (31) 理学診療用 器具	炭酸ガスレーザー・ヤグラーヴ ネオジミウム・ヤグラーヴ エキシマレーザー 色素レーザー 波動レーザー 一酸化炭素レーザー	レーザーによる組織の凝固又は切 離が可能なものの 開閉	K841-2 経尿道的レーザー 前立腺切除術	機械器具 (31) 理学診療用 炭酸ガスレーザー・ヤグラーヴ ネオジミウム・ヤグラーヴ エキシマレーザー 色素レーザー 波動レーザー 一酸化炭素レーザー	R841-2 経尿道的レーザー 前立腺切除術
		エンドウム・ヤグラーヴ ホルミリウム・ヤグラーヴ ペルスホルミウム・ヤグラーヴ アルゴン・クリプトン レーザー			エンドウム・ヤグラーヴ ホルミリウム・ヤグラーヴ ペルスホルミウム・ヤグラーヴ アルゴン・クリプトン レーザー	
		アルゴン・クリプトン レーザー			アルゴン・クリプトン レーザー	
		ルビーレーザー 銀蒸気レーザー 色素・レーキサンドライ トレーザー			ルビーレーザー 銀蒸気レーザー 色素・レーキサンドライ トレーザー	
		クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム KTPレーザー			クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウム KTPレーザー	
		(略)			(略)	

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

(別表1)